

令和3年度 千葉県資源評価対象種

1 評価対象種

キンメダイ、コノシロ、スズキ、ヒラメ、マコガレイ、マアナゴ、マダイ、アサリ、クロアワビ、メガイアワビ、サザエ、ダンベイキサゴ、チョウセンハマグリ、イセエビ、コウイカ及びマダコの計16種は評価票を作成し公開する。サヨリ、タチウオ、トラフグ、サトウガイ、バイ、ホンビノスガイ及びクルマエビの7魚種は評価票に準ずる資料を作成、アカカマス、アカムツ、イサキ、イシカワシラウオ、ムツ・クロムツ、シロギス、クロダイ、チダイ、ウチムラサキガイ、ナミガイ、マナマコ、サワラの計12魚種は漁獲量推移等の資料を作成し資源管理方策を検討するための資料とする（計35種）。

2 選定理由

資源評価対象種については、以下に示す「千葉県資源評価検討会議における資源評価基準」の「1 資源評価の対象とする水産資源の選定」の要件に基づき、下表のとおり選定した。

【資源評価基準による選定の要件】

- (1) 本県沿岸漁業の重要資源であること。
- (2) 既に資源管理計画や自主的な管理を含む資源管理の対象となるなど、資源管理の必要性が認識されていること。
- (3) 栽培漁業対象種や増殖場造成など、資源造成に係る取組が行われていること。
- (4) 資源評価に必要な漁獲統計情報及び生態的知見等があること。
- (5) 国際資源及び国の資源評価対象のうち回遊性の高い魚種は除く。

表 令和3年度評価対象種の一覧表

	魚種	選定の要件					選定理由等	総合 <sup>*10</sup> 判断			
		(1) <sup>*1</sup>		(2) <sup>*2</sup>	(3)	(4)		(5)	R2	R3	
		生産量(トン)	金額(百万円)	資源管理	資源造成	資源評価情報		国評価対象			
令和3年度資源評価対象魚種	キンメダイ	1,219	2,291	県指針・計画 地域計画(広域)		漁場ごとの CPUE	○ <sup>*3</sup>	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
	コノシロ	1,838	96	県指針・計画(漁業)		漁獲量	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
	スズキ	1,353	748	県指針・計画(漁業)		標本船 CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
	ヒラメ	296	293	県指針・計画(漁業) 地域計画(広域)	種苗放流	資源量	○	(1)~(4)に 該当	A	A	
	マコガレイ <sup>*4</sup>	165	160	県指針・計画(漁業)	種苗放流	標本船 CPUE	○	(1)~(4)に 該当	A	A	
	マアナゴ <sup>*5</sup>	103	133	県指針・計画(漁業) 地域計画(地域)		標本船 CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
	マダイ	236	247	県指針・計画(漁業) 地域計画(広域)	種苗放流	漁獲量	○	(1)~(4)に 該当	A	A	
	アサリ	65	29	県指針・計画(漁業) 地域計画(地域)	種苗放流	資源量	○	(1)~(4)に 該当	A	A	
	アワビ類	クロアワビ	48	787	県指針・計画 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	○	(1)~(4)に 該当	A	A
	メガイアワビ	38	342	県指針・計画 地域計画(地先)	種苗放流 増殖場	CPUE	○	(1)~(4)に 該当	A	A	
サザエ	231	196	県指針・計画(漁業) 地域計画(地先)	母貝放流	CPUE	○	(1)~(4)該 当	A	A		

魚種	選定の要件							選定理由等	総合 <sup>※10</sup> 判断	
	(1) <sup>※1</sup>		(2) <sup>※2</sup>	(3)	(4)	(5)	R 2		R 3	
	生産量 (トン)	金額 (百万円)	資源管理	資源造成	資源評価情報	国評価 対象				
ダンベイキサゴ	109	82	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	×	(1)、(4)に 該当	A	A	
チョウセンハマグリ	1,430	1,207	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	×	(1)～(4)に 該当	A	A	
イセエビ	198	741	県指針・計画 地域計画(地域)	増殖場	CPUE	○	(1)～(4)に 該当	A	A	
コウイカ <sup>※6</sup>	15	19	県指針・計画(漁業)	産卵床設 置	標本船 CPUE	×	(1)～(4)該 当	B	A	
マダコ	159	162	県指針		CPUE	○	(1)、(2)、 (4)に該当	A	A	
サヨリ <sup>※6</sup>	35	23	県指針・計画(漁業)	産卵床設 置	漁獲量	×	(1)～(3)に該当 (4)に不足	B	B	
タチウオ	282	102			漁獲量	○	(1)に該当 (4)に不足	B	B	
トラフグ <sup>※6</sup>	26	73		試験放流	漁獲量	×	(1)～(3)に該当 (4)に不足	B	B	
サトウガイ	0	0	地域計画(地域)		漁獲量	×	(2)に該当 (4)に不足	B	B	
バイ	2	1		産卵基質 設置 試験放流	漁獲量	×	(3)に該当 (4)に不足	B	B	
ホンビノスガイ	1,887	282	県指針・計画(漁業) 地域計画(地域)		漁獲量	×	(1)に該当 (4)に不足	B	B	
クルマエビ	2	14	地域計画(地域)	種苗放流	漁獲量	○	(1)～(3)に該当 (4)に不足	B	B	
アカカマス <sup>※7</sup>	41	42	県指針・計画(漁業)		漁獲量	○	(1)、(2)に該当 (4)に不足	—	C	
アカムツ	16	60	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(1)、(2)に該当 (4)に不足	—	C	
イサキ	153	78			漁獲量	○	(1)に該当 (4)に不足	C	C	
イシカワシラウオ	0	0	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(2)に該当 (4)に不足	—	C	
シロギス <sup>※6</sup>	30	64	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(1)、(2)に該当 (4)に不足	—	C	
タイ 類	クロダイ	78	111			漁獲量	×	(4)に該当	C	C
	チダイ	81	24	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(1)、(2)に該当 (4)に不	C	C
ムツ・クロムツ <sup>※9</sup>	52	96	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(1)、(2)に該当 (4)に不足	—	C	
ウチムラサキガイ	8	3	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(1)、(2)に該当 (4)に不足	—	C	
ナミガイ	69	47	県指針・計画(漁業)		漁獲量	×	(1)、(2)に該当 (4)に不足	—	C	
マナマコ <sup>※8</sup>	52	43	県指針・計画(漁業)		漁獲量	○	(1)、(2)に該当 (4)に不足	—	C	
サワラ	408	425	県指針・計画(漁業)		漁獲量	○	(1)、(2)、 (5)に該当	D	D	

- ※1 (1)漁獲情報(トン、百万円)は主に R1 農林水産統計年報、キンメダイ(金額は推定値)・ホンビノスガイ・アワビ類(クロアワビ、メガイアワビ)、九十九里貝類(サトウガイ、チョウセンハマグリ及びダンベイキサゴ)・バイは R1 県調べ
- ※2 (2)資源管理の「県指針・計画」は県資源管理指針(以下、「県指針」という)及び県指針による資源管理計画、「地域計画」は前述の計画以外での自主的な資源管理の計画等(非明文含む)を指す。計画の各範囲は「(漁業)」は、県指針で魚種別又は漁業種類別のいずれかの対象となっているが、計画では漁業種類別の対象となっているものを指す。「(広域)」は、千葉県含む複数県で、「(地域)」は県内全域又は一部地域で、「(地先)」は各漁協等の計画等で資源管理が行われているもの。
- ※3 キンメダイは平成 28 年度から国による資源評価が実施されているが、回遊の範囲が限定的であることから引き続き県においても各漁場での資源評価を行う。
- ※4 マコガレイの生産量・金額は「かれい類」の数値であり、マコガレイのみの数値の場合には大きく減少する。
- ※5 マアナゴの生産量・金額は「あなご類」の数値。
- ※6 コウイカ・サヨリ・トラフグ・シロギスの生産量・金額は一部の漁協を除く数値。
- ※7 アカカマスの生産量・金額は明確に「アカカマス」として区分されている一部漁協の数値。
- ※8 マナマコの生産量・金額は漁獲情報DBによるが、銚子市漁協は全てオキナマコと考えられるため除外。
- ※9 ムツ・クロムツの生産量・金額は「ムツ」「クロムツ」「ムツ類」を対象に集計。
- ※10 総合判断:  
R2 A:評価対象、B:評価・管理が必要と考えられるが知見、漁獲情報が不足、  
C:評価・管理が可能か、また必要があるか不明、D:県での評価、管理は困難
- R3 A:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が得られている(評価票を作成)  
B:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が一部不足(評価票に準ずる資料を作成)  
C:評価票作成のための漁業情報及び資源情報が不足(漁獲量推移等の資料を作成)  
D:県での評価、管理の優先順位が高くない。または困難  
(サワラについては国による資源評価が公表されるまで暫定的に漁獲量推移等の資料を作成)